

(9) 仕事と生活～ワークライフバランスで仕事と生活を充実させる

社会全体として長期的な発展を図るため、労働者の労働以外の生活や人生を充実することができるよう、企業や社会が長期的にメリットを享受できるワークライフバランスを実現する⁵⁰。

ワークライフバランスを可能とするため、長時間労働対策や職種に応じた市場横断的な賃金の形成を促すとともに、個々の労働者が多様な働き方の選択肢の中から人生の各段階において自立的な選択が行えるようにするとの観点から、労働時間規制を厳しくすべき者と受けない者とを明確に区分し、それぞれの労働条件と処遇が均衡のとれたものとなるよう、労働時間をはじめ労働条件全般についての環境整備を行う。特に、子育ての期間については、長時間労働を避けることができる労働時間管理を行う。

また、自己啓発・ボランティア等仕事以外の社会的な活動を可能とするための環境整備を進めていく。

(10) 労働力需給調整～すべての人々の就業意欲を活かす

働く意欲と能力があったとしても、適切な就業機会が見つからなければその力は発揮されないため、すべての人が自ら求める就業機会に挑戦でき、また企業も必要な人材の十分な確保ができることが望ましいが、これを可能とするため、人と企業を適切にマッチングさせる職業紹介等の需給調整機能を強化する。

また、近年、労働移動が増加している中で、人々の働き方に関する意識や企業の求める能力が多様化しており、雇用のミスマッチが拡大するおそれがある。こうした状況を未然に防止し、労働移動を行う場合であっても、できる限り失業を経ることなく、実質的な雇用の継続を実現することを通じて、雇用の安定を図る。こうした観点から、長期失業者等を含め、多様な求職者の状況や、各地域における個々の企業の求める人材ニーズの把握等労働市場の的確な分析や労働移動を通じた早期の再就職を実現するための労働力需給調整機能や離職を余儀なくされる者への企業の再就職援助に対する支援は今後ますます重要となる。

このため、職務の高度化・専門化⁵¹や労働市場が流動的・重層的なものに変化し、求人・求職活動が広域化する状況に対応し、ハローワーク間の有機的なネットワークの活用による全国どこでも一律の水準が確保されたきめ細かな

⁵⁰ 厚生労働省「仕事と生活の調和に関する検討会議報告書」（2004年6月）においては、企業の付加価値創造、労働者の能力発揮等の観点から、「ワークライフバランス」の実現を求めている。

⁵¹ 専門性を有する人材に関する労働市場の整備など「高質な労働市場の整備」にも取り組むべきとの意見があった。